

千葉市花見川区役所食堂事業者募集仕様書

1 物件概要

所在地	千葉市花見川区瑞穂1-1 花見川区役所2階の一部
食堂床面積	174.2㎡(客席 120.8㎡・厨房 33.9㎡・その他19.5㎡)
貸付対象面積	53.4㎡ (厨房 33.9㎡・その他19.5㎡)
現状の席数	68席
対象職員数	約150人

2 営業日・時間等

(1) 営業日：区役所開庁日

(閉庁日：千葉市の休日を定める条例で定める次の「休日」を除く日)

- ・日曜日及び土曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(2) 営業時間：食堂事業者の提案を市と協議の上決定します。

ただし、11時30分～14時00分の間は必ず営業（ラストオーダーは13時30分）してください。

3 貸付期間

2019年7月1日から2022年3月31日まで。(貸付期間の更新はできません。)

なお、食堂の現況により、改修整備等で貸付開始時期が遅れる場合があります。

また、食堂の営業開始日は原則2019年7月1日としますが、準備期間等が必要な場合は、市との協議によります。

4 貸付料

(1) 貸付料提案書（様式5）の提案額により貸付料（月額、税抜）を決定します。千葉市公有財産規則（昭和40年千葉市規則第11号）に基づく貸付料は月額87,223円（税抜）となりますので、提案の際の目安にしてください。

なお、審査にあたり最低貸付額は設けませんので、提案額がこの目安の額を下回っても失格となることはありません。適切な収支計画を踏まえた貸付料の提案をお願いします。

(2) 貸付料は別途市から発行する納入通知書により、指定期日までに納入してください。

なお、既に納付した貸付料は返還しません。

(3) 契約額には消費税及び地方消費税が加算されます。また、貸付期間中に消費税及び地方消費税の税率に変更がある場合は、契約額に含まれる消費税及び地方消費税相当額の差額を請求いたします。

- (4) 貸付料を指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して支払うこととします。

5 経費の負担

- (1) 清掃、消毒等の衛生管理、ごみ処理にかかる経費、使用物件の維持管理と食堂営業のために必要とする経費、営業にかかる全ての経費は事業者の負担とします。
- (2) 光熱水通信費
- ア 電気・水道・下水道・給湯用ガス・空調用ガスの実費は、事業者の負担とします。
- イ 客席部分は食堂の営業時間外に他の用途でも使用するため貸付物件に含まれていませんが、営業時間中は食堂の一部として使用されるため、営業時間中の客席の電気料金は請求いたします。
- (3) 光熱水通信費は、別途市から発行する納入通知書により、市の指定する期日までに納付していただきます。

6 契約保証金

- (1) 契約保証金は、契約金額（貸付期間中の貸付料総額）の10分の1以上の額とし、別途市が発行する納入通知書により本契約締結までに納付していただきます。
- (2) 契約保証金は、貸付料及び光熱水費の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当します。
- (3) 前項の充当により契約保証金に不足が生じたとき、又は充当によっても不足額がある場合には、追納しなければなりません。
- (4) 契約保証金は、契約終了後に原状回復をした場合に返還します。
- (5) 契約保証金には、利息は付きません。
- (6) 本件契約上の義務を履行しない場合は、本件契約を解除できるものとします。
この場合、納入された契約保証金は千葉市に帰属します。

7 修繕の負担

- (1) 本物件の主体構造部、及び市で設置した厨房機器や備品等の修繕は、原則として市の負担としますが、事業者の不注意などに起因する損傷箇所の修繕は事業者の負担とします。
- (2) その他の費用の負担に疑義のあるときは、別途協議します。

8 使用条件等

- (1) 厨房設備・備品等
- 厨房設備・備品等は、原則として市で設置した物を使用し、それ以外に必要な物が

ある場合は、事業者の負担により用意してください。また、別の設備に変更する場合には事業者負担とし、事前に市の許可を受けてください。(市が準備する厨房設備の一覧は別紙のとおり。)

(2) 営業許可の申請・取得

食品衛生法に基づく食品営業許可の取得、その他法令が定める諸官庁への許可申請・届出等については、全て事業者の負担で実施してください。

(3) 衛生管理

事業者は、食堂における衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生上の問題については、すべて事業者の負担と責任において対処してください。

(4) 提供メニュー及び提供価格等

ア 提供メニュー及び提供価格は事業提案書の内容を原則としますが、常に利用者のニーズを把握し、利用者に満足いただけるようメニューや価格の改善を行ってください。

なお、食堂内での調理品は必ず3品以上提供してください。それ以外の弁当等を外部から持ち込んでの販売することは可とします。

イ 事業者の都合によるメニューや価格の変更要望の際には、事前に市の承認を得ることとします。

ウ ディスプレイには、各メニューの価格のほか、カロリーを表示してください。

エ 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令に掲げる「特定原材料」として指定する品目(えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生)が含まれる場合には、その旨表示を行ってください。

オ 調味料及び湯茶の提供を行ってください。

カ 酒類の提供は禁止します。

キ 食堂内の客席は貸付対象としていませんので、営業時間内に利用者の持ち込み品(弁当等)による飲食や営業時間外での会議等の他の用途でも使用します。

ク 軽食及び菓子類等の販売は可とします。

(5) 授産製品について

授産製品の販売は可とします。この場合、本市と協議の上、運営スペースの一部を利用して行うこと。

(6) 営業の報告

事業者は、本事業について毎月の食数、毎月の収支、年間決算を市に報告してください。

(7) 禁煙

全席禁煙とします。

(8) 連絡体制

本事業の責任者、及び、現場の責任者を報告してください。又、緊急時の連絡体制及び連絡先を市に報告してください。又、変更がある場合は都度報告をしてください。

(9) その他

この仕様書に定めるもののほか、事業の実施に際し必要な事項が生じた場合は、市と協議の上で決定します。

9 使用上の制限

- (1) 施設は、最善の注意をもって維持保存しなければなりません。
- (2) 事業者は、施設を飲食業の営業以外の用途に供してはなりません。
- (3) 大規模災害時や営業時間外に市で一時的に使用する場合があります。

10 疑義の決定

本仕様書の各条項に関し疑義があるとき、又は使用について疑義が生じたときは双方協議の上決定します。

11 参考資料

前回の食堂等の貸付に係る概要は以下のとおりです。

(1) 営業時間

ランチ：開庁日の11時から13時30分まで(13時30分ラストオーダー)

(2) 席数

68席

(3) 1日あたりの提供数

概ね78食程度(平成29年4月から平成30年3月まで)

(4) 光熱水費

- ・電気料金 494千円:(2017年4月から2018年3月まで)
- ・上下水道料金 457千円:(2017年4月から2018年3月まで)
- ・ガス料金 466千円:(2017年4月から2018年3月まで)

(5) 貸付料

月額8,000円(税抜)